

青梅市民みんなで声かけ！三世代同居・近居応援金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）の区域外（以下「市外」という。）に居住する子育て世帯が親世帯の働きかけにより、同居または近居した際に、親世帯および市の区域内（以下「市内」という。）へ移住した子育て世帯（以下「三世代同居・近居促進世帯」という。）に対して、予算の範囲内で青梅市民みんなで声かけ！三世代同居・近居応援金（以下「応援金」という。）を交付することにより、世代間の助け合いによる子育て環境の充実を図り、もって移住・定住促進を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 親世帯 次号に規定する子育て世帯におけるいずれかの親の1親等の直系尊属が含まれる世帯（市内に住民登録を有する世帯に限る。）をいう。
- (2) 子育て世帯 中学生以下の子ども（出生前の子どもを含む。以下「孫」という。）およびその者の父母（いずれか一方である場合を含む。）を含む世帯員で構成される世帯（市内に住民登録を有する世帯に限る。）をいう。
- (3) 同居 子育て世帯が、親世帯の居住する市内の同一の住宅に居住し、住民登録を有することをいう。
- (4) 近居 子育て世帯が、親世帯の居住する住宅とは異なる市内の住宅に居住し、住民登録を有することをいう。
- (5) リフォーム 親世帯または子育て世帯に属する世帯員名義で契約し、同居のために行った住宅の修繕、改修、増築、改築、設備更新等をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 同居開始日以前に行うリフォームにあつては、工事代金の支払日から同居開始日まで1年を経過した工事
 - イ 同居開始日以降に行うリフォームにあつては、同居開始日から工事代金の支払日まで3年を経過した工事
 - ウ 倉庫、車庫にかかる工事、門、フェンス、植栽などの外構にかか

る工事、エアコン、洗濯機等の家電購入、設置および応援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が直接行う工事

3 交付対象世帯

応援金の交付の対象となる世帯（以下「交付対象世帯」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす三世代同居・近居促進世帯とする。

- (1) 応援金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）の属する年度の前年度以降、親世帯の働きかけによって、子育て世帯が市外から転入し同居または近居をしていること。
- (2) 同居または近居を開始した日（以下「同居・近居日」という。）から申請日まで、引き続き三世代同居・近居促進世帯の世帯員全員が市内に住民登録を有していること。
- (3) 申請日において、申請者の属する世帯員のいずれもが市税および国民健康保険税（以下「市税等」という。）を滞納していないこと。
- (4) 三世代同居・近居促進世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護、同法にもとづく保護に準じた保護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けていないこと。
- (5) 三世代同居・近居促進世帯の世帯員がこの要綱にもとづく応援金の交付を過去に受けていないこと。ただし、親世帯がすでにこの要綱にもとづく応援金の交付を受けており、当該応援金の交付の根拠となる同居または近居をした子育て世帯の世帯員とは別の子育て世帯が新たに親世帯の働きかけにより同居または近居をする場合を除く。
- (6) 三世代同居・近居促進世帯の世帯員のいずれもが、青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

4 応援金の交付額

応援金の交付額は、別表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の中欄に掲げる交付要件にもとづき、それぞれ右欄の額を交付するものとする。

5 応援金の交付申請

申請者は、次の各号に掲げる区分に応じ、青梅市民みんなで声かけ！三世代同居・近居応援金交付申請書（様式第1号）および誓約書兼同意

書（様式第2号。以下「申請書等」という。）を市長に提出するほか、それぞれ当該各号に定めるところにより、申請するものとする。

(1) 別表中の親世帯の区分に定める応援金

申請者（親世帯にあるものに限る。）は、申請書等に次に掲げる書類を添えて、同居・近居日から同居・近居日の属する年度の翌年度の末日までの期間に市長に提出しなければならない。

ア 親世帯および子育て世帯の親子関係が確認できる戸籍の証明書

イ 同居または近居の子育て世帯および親世帯全員の住民票の写し

ウ 孫が出生前の子どもである場合にあっては、当該孫にかかる母子健康手帳の写し

エ その他市長が特に必要があると認める書類

(2) 別表中の子育て世帯の区分に定める応援金

申請者（子育て世帯にあるものに限る。）は、同居・近居日から3年経過後、申請書等に次に掲げる書類を添えて、同居・近居日から3年を経過した日が属する年度の翌年度の末日までの期間に市長に提出しなければならない。

ア 同居または近居をする子育て世帯および親世帯の世帯員全員の住民票の写し

イ その他市長が特に必要があると認める書類

(3) 別表中の同居リフォーム加算の区分に定める応援金

申請者（リフォーム契約の名義人に限る。）は、申請書等に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が、第1号または第2号の申請と併せて当該応援金の申請を行う場合は、申請書等の提出を省略することができる。

ア リフォームにかかる請負契約書、経費明細書および領収書その他当該住宅のリフォームにかかる費用についての支払が確認できる書類

イ 申請者と住宅の所有者が異なる場合は、住宅リフォーム承諾書（様式第3号）

ウ その他市長が特に必要があると認める書類

6 応援金の交付決定

市長は、前項各号に規定する申請があったときは、申請書等および関

係書類の内容を遅滞なく審査の上、応援金交付の可否を決定し、青梅市民みんなで声かけ！三世代同居・近居応援金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

7 応援金の交付請求および支払

前項の規定により応援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに青梅市民みんなで声かけ！三世代同居・近居応援金交付請求書（様式第5号）を市長に提出するものとし、市長はその内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに応援金の支払を行うものとする。

8 決定の取消し

(1) 市長は、交付対象者が、偽りその他の不正な手段により応援金の交付の決定を受けたときまたは転入日から3年以内に次に掲げる事項以外の原因により第3項に規定する交付対象世帯の要件を欠くことを確認した場合は、交付決定を取り消すものとする。

ア 親世帯または子育て世帯の世帯員が死亡したとき。

イ 親世帯または子育て世帯の世帯員が入院または介護施設等に入所したとき。

ウ その他市長が特に必要と認めたとき。

(2) 市長は、前号の規定により交付決定の全部または一部を取り消したときは、青梅市民みんなで声かけ！三世代同居・近居応援金交付決定取消等通知書（様式第6号）により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

9 応援金の返還

(1) 市長は、前項の規定により応援金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しにかかる応援金が交付決定者にすでに交付されているときは、その全部または一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

(2) 交付決定者は、前号の規定により応援金の全部または一部の返還を命ぜられたときは、市長が別に定める日までに当該応援金を返還しなければならない。

10 報告等の求め

(1) 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告ま

たは書類の提出（次号において「報告等」という。）を求めることができる。

(2) 交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

11 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

12 実施期日

この要綱は、令和5年7月4日から実施する。

別表（第5項関係）

区 分	交付要件	交 付 額
親世帯	子育て世帯に働きかけ、同居または近居をした場合	1万円
子育て世帯	親世帯の働きかけにより、同居・近居日から引き続き3年以上定住した場合	10万円
同居リフォーム加算	同居のために、親世帯が住む住宅をリフォームした場合	10万円 ただし、リフォーム費用が10万円未満の場合は、当該リフォーム費用とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。